

Title	アメリカ公有地史研究の史料について
Sub Title	Source materials for the study of public land history
Author	岡田, 泰男
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1968
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.61, No.6 (1968. 6) ,p.675(47)- 683(55)
JaLC DOI	10.14991/001.19680601-0047
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19680601-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

根本的な相違をあいまいにし、遂に全面商品説という形で、「価値法則」の持つすぐれて歴史的な意義を、生産、分配、消費と同様に、歴史を貫く社会的労働の配分という「普遍的」概念におきかえる橋渡しの役割を演じたことになった。そこでは、価値の顛倒も、物神崇拜も意味を失い、「狭義の経済学」樹立が果す意義も消滅する。社会主義経済自体の合法性追求の軸となる、社会的労働配分の法則・価格形成原則論で使用される「価値法則」は、以上のような峻別された意味で使用されねばならないし、又現段階ではノミナルな混同が実態を反映しないことの証左として、価値論争自体からの脱皮がバラス価格という形であらわれてきている。「平均利潤」を原価に上積みした「生産価格」が、資本主義社会において価値法則が自らを実現する生産価格では全くないし、総剰余生産物価値を機能投資額に関連させて原価に加えるメカニズムを、そのメカニズムだけのいみでマルクスの生産価格と称することも又、極めて皮相的で、生産関係論の視角の脱落が誤認を他の面で引きおこしうるし、又称する必要もない。(社会主義経済の下で社会主義経済を分析対象としている場合に通用しえても、これがいわゆる社会主義経済学 Socialist Economics とマルクス経済学の問題なのである。)又中国の、対ソ修正主義批判もこの点と関連して理解すべきであると考える。

研究ノート

アメリカ公有地史研究の史料について

岡田 泰 男

「ヤシユオ、今週は何を勉強してきたかね。」というゲイツ教授の大きな声が、今でもまだ聞えてくるような気がする。コーネル大学に留学した二カ年半の間、「イリノイ中央鉄道とその開拓事業」をはじめとして、公有地史研究に数多くの業績をあげられた教授の下で勉強できたことは、私にとって大変幸せであった。オーリン図書館内の研究室での、週一回の個人指導の時間は、辛くはあったが、楽しい思い出となった。

かつて、公有地史研究の動向を紹介した際に述べた如く、「社会経済史学」三十巻二号) 公有地の処分とその結果という問題が、最も多くの研究者をひきつけてきたし、その傾向は今日においても変わっていない。しかし、従来の研究が公有地処分に至るまでの過程、あるいは公有地政策の変遷に重点をおいてきたのに対して、最近の研究が公有地処分後の事態に焦点を移してきたことは、注目されなければならぬ。具体的にいうならば、いかに公有地が私有化されたか、にとどまらず、私有化された土地がいかに利用されたか、公有地を直接あるいは間接に取得した農民が、いかなる状況におかれた

アメリカ公有地史研究の史料について

か、という点に関心が集まってきたのである。さらには、公有地政策が経済成長を促進させていたか否か、という問題がしばしば論議されるようになってきた。

かかる研究をおこなうにあたって、いかなる史料が存在し、それをいかに利用するか、を紹介することが本稿の目的である。刊行された史料としては、連邦中央土地局 General Land Office の年次報告、国会議事録および各委員会の報告書、法令集をはじめ各種のものがあるが、ここでは、わが国においては実情のつかみにくい未刊行史料(マニユスクリプト)を中心として紹介したい。

公有地処分の研究にあたっては、まず連邦土地局の史料を検討しなければならない。これらの史料はワシントンの国立公文書館 National Archives 及び内務省土地管理局 Bureau of Land Management, Department of the Interior に収められている。なお、個別研究の場合には、郡なりタウンシップなりを対象としてとりあげるものが通常であり、又実際的でもあるから、ここでは一応、特定の

郡を対象とする研究を念頭において話を進めよう。

ある郡の公有地がいかに処分されたかを調査するにあたり、最初に、その郡がどの測量区域に存在するかを知る必要がある。公有地の測量に際して、まず南北に走る Principal Meridian と、東西に走る Base Line という二つの基本線がしかれ、次にこの交点を中心として、東西南北に六マイル平方の測量区が、基盤の目の如くに区切られてゆく。南北に走る基盤目は Township 東西に走る基盤目は Range と呼ばれ、基本線の交点を中心に北側一、二、三、東側一、二、三、という風に番号がつけられてゆく。したがって、六マイル平方のある測量区が、特定の基本線（これにも名前、又は番号がつけられている）の交点から数えて、北側二番目東側三番目に存在すれば、Township 2 North, Range 3 East と呼ばれるわけである。アメリカの西部諸州の郡は、通常極めて規則的な形をしており、この測量区が十六なり、二十なり集まって、一つの郡という行政単位になっている。しかし、郡がつくられたのは公有地の私有化、さらには移住定着が始まって後の話であるから、公有地処分の史料には、通常、郡という表示はなされておらず、測量区のみが表示されている。したがって、ある郡の研究をしたいという場合、まず大型地図によって、その郡の測量区番号を知っておかねばならない。

公有地の処分は、連邦中央土地局が直接おこなったのではなく、その支局にあたる地方土地局 Local Land Office によっておこなわれた。地方土地局の管轄区域は必ずしも一定ではなく、年度によって変化がある。例えば、ある測量区が一八五〇年まではA地方土地

局の管轄下、一八五一年よりはB地方土地局の管轄下におかれたという場合が多い。特定の測量区が、いつ、どの地方土地局の管轄下におかれていたかは、ワシントンの土地管理局に保存されている Land Office Book によって調べることができる。研究の対象とする郡の測量区番号を知った次になすべきことは、それらの測量区が、何年から何年まで、どの地方土地局の管轄下にあったかを調べることであり、この二つの事柄を確定せずに、史料を利用することは不可能である。

国立公文書館にせよ、土地管理局にせよ、史料のカード・カタログはほとんど存在せず、公有地関係史料の場合、その一部分についての簡単な目録があるにすぎない。しかし、史料は通常、地方土地局ごとにまとめて保存されているから、管轄局と測量区番号を係員に告げれば、希望する史料を見ることができよう。

さて、ある地方土地局の管轄下にある公有地が、いつ、いかなる法律の下で、誰に払下げられたかは、国立公文書館にある「マンズリー・アブストラクト」Monthly Abstract という台帳に記録されている。これは地方土地局が、その月ごとの払下業務を中央土地局に報告したものであって、払下方法別に、それぞれの台帳が存在する。したがって、A地方土地局において、一八五〇年から一八六〇年までの間に、ジョン・スミスが、一万エーカーの公有地を現金で購入した、という類のインフォメーションを得ることが可能である。但し、この台帳は、ある地方土地局の管轄区域全体についての月次払下記録であるので、特定の郡を研究するためには不便であ

る。

ある郡、もしくはある測量区の公有地払下記録は「トラクト・ブック」Tract Book と称する台帳に記入されている。「トラクト・ブック」は地方土地局において二部作成され、一部は地方土地局が保存し、一部は中央土地局に送られた。地方土地局が保存していた分は、現在では州庁、州歴史協会等に保管されているが、中央に送られた分は一括して土地管理局が保管している。したがって、この台帳を調べる場合には、ワシントンの土地管理局にあるものを利用する方が便利である。いくつかの州の台帳を一カ所で調査しうるのみならず、関連史料の多くがワシントンに集められているからである。

この「トラクト・ブック」には、測量区ごとの公有地処分の状況が記入されている。六マイル平方の一測量区はタウンシップ(单位名称)と呼ばれ、一タウンシップが三六のセクションという単位に分割される。セクションは六四〇エーカーからなり、更に一六〇エーカーからなるクォーター・セクションに分割される。「トラクト・ブック」の記入は通常、このクォーター・セクションごと、場合によっては四〇エーカーごとに、公有地が、いつ、いかなる法律の下で誰に払下げられたか、が記入され、払下証書の番号も通常付記されている。この台帳を調査することによって、ある測量区、さらにはある郡で、何パーセントの公有地が現金購入され、何パーセントがホームステッド法の下に取得されたか、等のインフォメーションを得ることができる。又、その郡において、大規模な公有地取得を

アメリカ公有地史研究の史料について

したのは誰か、鉄道が何エーカーの土地を与えられたか、等を知ることが可能である。

ある郡の公有地払下げの状況を研究するためには、したがって、「トラクト・ブック」を利用するのが一番便利である。年賦売却制の実施されていた時期に公有地処分のなされたオハイオやインディアナの台帳と、その後の時期に公有地が払下げられたカンサスやネブラスカの台帳とでは、記載様式が異っているが、その差は大きなものではない。ただ、この台帳を扱う上での最大の難点は、略記が極めて多いことである。略記の方法は、地方土地局ごとに、さらには担当局員ごとに異っており、その解釈に非常に骨が折れる。土地管理局の係員は大変親切に質問に答えてくれたが、その係員にすら解読できない略記が多々ある。私自身の経験からいえば、「トラクト・ブック」を完全に使いこなせるようになるまでには、一週間程度の訓練期間が必要であり、その間、係員をしばしば、わずらわせねばならない。一外国人研究者のために係員が何人も集まって、三十分あまりも、ああでもない、こうでもない議論を重ねてくれたのは、有難くもあり申訳なくもあつた。

また、「トラクト・ブック」に、公有地取得者の居住地が記入されていないことは、もう一つの不便な点である。ある郡で五千エーカーなり、一万エーカーなりの大土地を取得した者が存在する場合、彼がどんな人物であったかを知るためには、居住地が最良の手掛りとなる。居住地が判明すれば、その郡なり都市なりの歴史、あるいは当時の新聞を調べることにより、大土地取得者の背景や職業を知

ることができるところである。しかし、この点は「トラクト・ブック」に記入された払下証書の番号を頼りに、払下証書を見るか、前述した「マンスリー・アブストラクト」を参照することにより解決できる。このいずれかには、取得者の居住地が記載されている。

一般的にいつて、公有地関係の史料は、クロス・リファレンスが可能なように作られているので、ある史料で解らないことは、他の関係史料で解る場合が多い。例えば、ホームステッド法による土地取得者(ホームステッター)の場合、その申請書類、五年後の居住開拓証明書類等は、国立公文書館に「ケース・ファイル」Case Fileとして保存されている。特定のホームステッターについて、詳しい事情を知りたいときには、この「ケース・ファイル」を見るわけであるが、「トラクト・ブック」に記入されたホームステッド申請番号を手掛りにして、望む書類を探し出すことができる。クロス・リファレンスのためにも、「トラクト・ブック」は最も便利な台帳である。

話が前後するが、自分の研究する郡の公有地処分の実情を調査する前に、その郡の自然環境、とくに公有地処分当時の環境を知っておくことが有益である。この点について、地誌、旅行記、案内書なども利用し得るが、測量区ごとの細かい事情を知るためには、土地管理局に保存されている Plat 及び Field Note を見る必要がある。前者は測量地図、後者は測量日誌である。この両者によって、河川や泉の位置、地勢、樹木の存在の有無とその種類、測量官が判定した土地の良し悪し、等々が解る。測量以前にスコッターが住みついている場合には、彼等についての記述もある。当時の移住案

内書のかなり多くは、この測量記録に基づいて書かれているし、移住者自身もこれらを利用した場合があるので、そうした点からも測量地図と測量日誌は重要である。

以上が公有地払下げに関する最も重要な史料であり、とくに「マンスリー・アブストラクト」と「トラクト・ブック」が貴重である。前述した如く、前者は地方土地局を単位とする公有地処分、後者は測量区を単位とする処分の記録であるから、どちらを主に利用するかは研究対象によって決められるべき問題である。

次に、公有地が私有化された後、土地がいかに利用されたかを研究するための史料について述べよう。ここでは公有地払下げに関する史料とは全く異なる史料を調査する必要がある。連邦土地局の史料は、いったん土地が私有化されてしまえば、その後の事態については一切物語ってくれないからである。

研究対象とした地域において、五千エーカーなり、一万エーカーなりの大土地を取得した者がいる場合、運がよければ、その取得者についての史料が存在していることもある。もっとも実際の研究においては、そうした大地主なり、大投機業者なりの史料の存在が最初から解っていて、彼等が大土地を取得した地域がその対象となる場合が多い。かかる私文書を中心とする研究は、それ自体として有意義ではあるが、一つの欠点を持っている。それは一地主なり、一投機業者なりに比重がかかりすぎてしまい、その地域全体の土地利用の状態とか、社会経済構造とかがあまりはっきりしない。したが

って、その地主、投機業者が持っていた本来の比重が不明確になる、という点である。さらに、農民による小規模な土地投機や、農民相互間の土地売買などは、右の史料からは解らない。したがって、たとえ私文書が存在する場合でも、より一般的な史料が必要とされる。

かかる一般的な状態を示す史料として、まず郡の史料が存在する。主要なものとして、土地譲渡記録 Deed Record 抵当記録 Mortgage Record 租税記録 Tax List 等がある。実際の土地利用の状況や、農民個々の経済状態を示す史料として、連邦政府のセンサス記録も存在するが、センサスについては後に述べることにして、最初に郡の史料を紹介しよう。

郡の史料は、一部分、州歴史協会等に保管されている場合もあるが、通常、郡の役所 County Court House に保存されている。したがって、それらを調査するためには、自分の研究する郡の、郡庁所在地に行かねばならない。先にあげたような重要記録は、ほとんどすべての郡に存在するが、ときには火災で失なわれていたり、古い記録が紛失してしまっていることもある。一九世紀の記録の保存状態は郡によってまちまちであり、たとえ郡の役所の倉庫のすみに保存されていても、実際問題として利用不可能な場合もないではない。研究対象とする郡を選ぶにあたって、郡史料の保存状態や調査の可能性を、まえて州歴史協会、あるいは、郡の役所に問合わせておくことが、当然必要である。

さて、公有地処分後の事態を研究するにあたり、まず土地所有権

アメリカ公有地史研究の史料について

移動の状況が明らかにされねばならない。これは、公有地の不正取得や土地投機の問題にも関連しているし、所有権の安定性、ひいては社会の成熟度の問題にも関係がある。かかる研究にあたり、第一に参照すべき史料は土地譲渡記録である。ただし、譲渡記録そのものは、登記された全ての土地譲渡証書の写しを、登記順に集録した何百冊にものぼる台帳であって、そのままでは極めて利用しにくい。調査にあたっては、譲渡記録の索引を頼りに見てゆく方が賢明である。索引には、譲渡者、被譲渡者別の索引 Grantor-Grantee Index と、土地番号別の索引 Numerical Index とがあり、郡によって、片方のみ作成されている場合、両者とも作成されている場合、索引が全くない場合がある。索引の有る無しは調査の進行速度に大いに影響するから、この点も最初から確かしておく方がよい。

公有地払下史料、とくに「トラクト・ブック」との関連においては、土地番号別の索引を利用することが便利である。この索引によって、特定の土地一六〇エーカーなり、四〇エーカーなりについての、譲渡のみならず、抵当、その他すべての記録を探し出すことができる。すなわち、この索引を利用することによって、一筆の土地の所有権移動の歴史から、抵当その他の歴史までも明らかにし得るわけである。但し、これも役所の登記係員のための索引であるから略記が多いし、譲渡方法や登記の種類も多種多様であるので、部外者にとって、すべてが一目瞭然という具合にはゆかない。しかも郡の史料は役所の事務の妨げにならぬよう利用しなければならず、あまり係員をわずらわせるわけにもゆかない。したがって、ワシント

ンにある史料の調査に比べて、郡の史料の調査はかなり面倒であることを覚悟しなければならぬ。

土地番号別索引を利用し、譲渡及び抵当記録を参照することによって、いかなるインフォメーションを得ることができるか、実際に示そう。表一は、ネブラスカ州ゲイジ郡の中の一クォーター・セクションについての、土地所有権移動、及び抵当についての記録である。表の左側はこの土地の所有権移動の記録(人名は代々の所有者)右側は抵当の記録(人名は債権者)である。

最初の所有者クラボウはホームステッダーである。この事実「トラクト・ブック」によって判明している。クラボウは一八六六年五月二八日にホームステッドの取得申請をおこない、一八七二年六月二日に、居住開墾の証明をすませ、同年十月一日付で証書を与えられている。郡の史料は、その後の事態を示している。郡の役所には、最初の土地所有者についての台帳 Abstract of Original Entry が存在するが、この台帳からは、通常、公有地取得方法を知ることができない。

クラボウは一八七四年三月二八日に、土地を Warranty Deed (譲渡の一形式) によって、ラヴァティに売却している。価格は一、二〇〇ドルであった。クラボウは所有期間中、抵当借金はしていない。なお、後述するセンサスにクラボウの名前が見出されるので、その農業経営について知ることができる。

ラヴァティは二ヶ年半、土地を所有した。その抵当借金の記録は右側に示されている。土地購入時に、売手のクラボウから一〇〇

表 (1)

Transfer of Ownership				Mortgage		
Owner	Deed	Price	Date	Money-lender	Amount	Date
Rebecca Clabough	Entry Patent		22/ 6/72 1/10/72			
Wm. H. Laverty	Warranty Deed	\$ 1,200	28/ 3/74	Rebecca Clabough	\$ 100	1/ 4/74
				Release		?
				Sarah Joslin	\$ 500	17/ 1/76
				Rel.		29/11/80
				Rebecca Clabough	\$ 100	17/ 1/76
				Rel.		14/12/80
Nelson B. Coover	Wty Deed	\$ 1,250	14/ 9/76			
J.E. & S. M. Smith	Wty Deed	\$ 1,300	27/11/76			
Theodore Konig	Wty Deed	\$ 1,500	12/10/77	Sarah Joslin	\$ 500	8/12/80
				Rel.		31/12/83
				Norman H. Becher	\$ 1,000	27/12/83
				Rel.		31/12/88
				Smith Bros.	\$ 100	27/12/83
				Rel.		5/ 1/89
				Conn Mut Life Ins Co.	\$ 1,500	21/12/88
				Rel.		23/ 9/93
				Dewitt Savings Bank	\$ 2,000	15/ 9/93
				Rel.		?
Charles B. Anderson	Wty Deed	\$ 4,000	9/11/98			
John & Fred Tatge	Wty Deed	\$ 4,770	18/11/98			

ドル借り、その後ジョスリンから五〇〇ドル借りている。これらの借金は、ラヴァティが土地を売却してしまつた後の、一八八〇年に返済されている。ラヴァティに続く、二人の所有者は、所有期間も短く、多分投機的な土地所有者であつたと考えられる。もっとも、土地所有者が投機的な地主であつたかどうかを明らかにすることは、容易ではない。農民が、一方では畑を耕作しながら、他方で投機を行なっている場合もあるからである。

スミス兄弟から、一、五〇〇ドルで土地を買取つたケーニツヒは投機的な所有者ではなかつた。彼の名前は農業センサスに見出すことができる。興味深いのは彼の抵当借金の記録であつて、ここに借金に苦しむ、一九世紀後半の、一中西部農民の姿を見ることができよう。最初の抵当借金は一八八〇年の五〇〇ドルで、かつての土地所有者ラヴァティのそれを受継いだものであつた。三年後の返済期限にあつて、その五〇〇ドルを返すために、別人から計一、一〇〇ドル(この内、一〇〇ドルは多分仲介業者の手数料)を借り、五年後には同じことをくりかえして、借金が一、五〇〇ドルに増えている。さらに五年後、一八九三年には借金は二、〇〇〇ドルになり、その返済期限の一八九八年には、ケーニツヒは土地を手離さねばならなかつた。この場合には差押えの記録はないが、かかる借金のくり返えしの最後に、土地差押え、強制売却がなされたケースも少なくない。ケーニツヒの場合も、結果的には差押えと同じことであつた。

ケーニツヒの土地を四、〇〇〇ドルで買取つたアンダースンは抜

アメリカ公有地史研究の史料について

目ない投機業者であり、わずか十日足らずの後に、同じ土地を四、七七〇ドルで転売している。表一は一応、一九〇〇年までにとどめてあるが、これを現在まで続けることも可能である。

さて、以上の如き状況を知ることのできる譲渡及び抵当記録と並び、租税記録も重要な史料である。これは単に租税記録としてではなく、むしろ年々の不動産台帳として利用することができる。すなわち、ある年度に、誰が、どの土地を何エーカー所有していたか、を明らかにし得るわけである。租税記録を基として、五年ごととなり、十年ごとなどの土地所有分布の変化を追うことや、大土地所有者の変遷をたどることも可能であるし、センサスと併用することによって、より興味深い問題を解決することもできる。小作制についての統計は、一八八〇年のセンサスにおいてはじめて集計されたが、それ以前にも小作制が存在したことは周知の事実である。問題は一八八〇年以前の小作制の普及率であつて、従来の研究では推測の域を出ていない。しかし、一八七〇年なり、六〇年なりの農業センサスに記入された農民名と、その年度の租税記録に記入された土地所有者名とをつきあわせてみれば、誰が自作農であり、小作農であつたかが判明する。こうして、一八七〇年もしくは六〇年のある郡における小作制の普及率を知ることができるのである。

センサスについての話がでてきたので、ここで郡の史料についての紹介を終り、連邦政府のマニユスクリプト・センサスについて述べることにしたい。マニユスクリプト・センサスを利用した研究は、

最近いくつか出はじめているし、私もかつて紹介したことがある。
 「三田学会雑誌」五七巻四号)したがってセンサスについては簡単に述べるにとどめるが、これは公有地処分後の土地利用の状況、農民の経済状態を知るためには、最も重要な史料といってよい。一九〇〇年以降のセンサスは原則として未だ非公開であり、一八九〇年のそれは火災にあつてほとんど焼失してしまつたため、利用できるのは一八八〇年以前のものに限られている。

マニユスクリプト・センサスのうち、人口についての部分は、ワシントンの国立公文書館に収められている。しかし、利用価値の高い農業についての部分は、現在、各地に散在している。(それらをマイクロフィルムにとつて、ワシントンに集めようという計画は存在するが、実現するのは何年先のことになるか、見込みが立たない。) 研究対象とする地域の農業センサスの所在については、国立公文書館のセンサス係員がある程度知っているが、州歴史協会に問い合わせた方がよい。但し、紛失してしまつているものも、かなりあるようである。

人口センサスには、家族もしくは住居単位で、氏名、性別、年齢、職業、出生地等が記入され、農業労働者が同居している場合には、彼等も家族内に記入されている。農業センサスには、農場主の氏名、農場面積、農場価値、農機具価値、生産物及び家畜の数量ならびに価値等が記入されており、農業経営、土地利用の状態を知るためには、最適の史料である。なお一つ注意しておかなければならないのは、氏名の欄、特に氏名のスペリングについてである。当時

は外国から移住してきたばかりの移民も多く、センサス調査役人にとって耳慣れぬ名前もしばしば存在した。そうした場合、役人の側では、自分が適当と思うスペリングを記入してしまつたから、同一人であっても、人口センサスと農業センサスとはスペリングが異つている場合が多い。同様に、郡の史料とセンサスとは、スペリングの相違していることが、しばしばある。さらに、外国移民のうちには、アメリカで数年暮している間に、自分の名前をアメリカ風に変えてしまつた者も多い。したがつて、一八七〇年と一八八〇年では、同一人であっても名前が変わつてしまつてることがある。もっとも、極端な変化はそれほど多くないし、特定の郡を一定期間調査しているうちには、住民の名前を自然に覚えこんでくるし、ある程度のカンも生じてくるので、氏名やスペリングで悩まされる度は減つてくる。

マニユスクリプト・センサスはそれ自体として貴重であるが、先に紹介した公有地処分関係の史料、及び郡の史料と共に利用することによつて、その史料としての価値は高まり、極めて多くの問題を解明することが可能となる。例えばホームステッド法の効果であるとか、土地投機業者の役割であるとか、以前から度々論じられてきた問題も、以上の如き史料を併用した研究によつて、新しい解決の糸口が見出される可能性がある。

例えば、現在、シカゴ大学のフォーゲル教授の下で進行中の、イリノイ州を対象とした研究では、いくつかのサンプル地域を選んで公有地私下の状況を調べ、それとセンサスからの資料を比較するこ

とによつて、いかなる公有地政策がイリノイの経済発展を促進、あるいは遅延せしめたか、を明らかにしようとしている。また、コネル大学のゲイツ教授の下で、私と一緒に勉強していた大学院学生の中には、これらの史料を利用して、公有地政策史の再検討をしようとしている者があつた。もちろん、連邦土地局や郡の史料は極めて多種多様であつて、本稿で紹介し得たのはその一部分にすぎない。また、これら未刊行の公文書と共に、各種の私文書、当時の新聞や農業雑誌、地誌、旅行記、そして数多くの刊行史料が重要であることはいうまでもない。ここでは、公有地史研究のための未刊行

史料のうち、今日の学界動向から見て比較的重要であり、かつ自身も関心をもっているものについて記した。

(一九六八年三月)

(付記) 「トラクト・ブック」の一部分のマイクロフィルムは慶応義塾大学経商資料室に収められている。これは文部省私大助成金によつて購入されたものである。また、アメリカ研究振興会研究補助金により、未刊行及び刊行史料の若干のマイクロフィルムを収集することができた。ここに記して感謝したい。